

平成28年第6回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成28年6月15日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月15日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事 理事（政策推進課長） 理事（総務防災課長） 理事（教育委員会総務課長） 理事（上下水道課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 総 務 防 災 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 税 務 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 観 光 産 業 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 瓜 生 浩 章 岡 田 守 男 大 浦 孝 夫 経 堂 裕 士 西 本 勉 島 野 千 洋 西 脇 洋 貴 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 橋 本 雅 至 松 村 嘉 容 藤 本 佳 利 浅 井 利 育 酒 井 智 志 浦 井 久 嘉 竹 吉 一 人

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 任 上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 8 年 第 6 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

平成 2 8 年 6 月 1 5 日 ( 水 )  
午 前 9 時 開 議

日程第 1           一 般 質 問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	9 番	高幣 幸生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 若葉台ローズタウンの土砂工事について。</li> <li>2 町役場の地震等の防災と耐震診断は。</li> </ol>
8	1 番	山本 隆史	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心・安全な暮らしを守る「ゾーン30」の推進について</li> </ol>
9	2 番	城内 敏之	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新教育法について</li> <li>2 明光興産跡地について</li> </ol>
10	3 番	井戸 太郎	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 まちの安全、ナンバーを隠す車両に対する罰則を定める条例を</li> <li>2 まちの安全、防犯対策メールの配信を</li> <li>3 まちの安全、平群町の有するブロック塀の耐震点検を</li> <li>4 まちの安全、金網フェンスの破れを定期的にチェックし、修繕を</li> <li>5 まちの安全、役場本庁舎の耐震を</li> </ol>
11	4 番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西山間部等の造成工事の進捗状況は</li> <li>2 町道大井手線の改良を</li> <li>3 町内のナラ枯れ被害は</li> </ol>

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆様、おはようございます。連日御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9 番

おはようございます。よろしく願いいたします。議長の御許可をいただきまして、2項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まず1番目の質問は、昨日、稲月議員から微に入り細に入り質問されました若葉台ローズタウンの土砂工事についてであります。

ことしの5月連休前から若葉台3丁目付近で前の明光興産の開発業者でしたが、建設途中でいろいろな問題から他業者に変え、苦難の末、現状のように開発された経緯があります。この地で開発が行われるような感じでした。それは太陽光発電設備と聞いておりますが、町の知る限りの情報を明示していただきたいと思っております。

昨今のマスコミ情報では、奈良県月ヶ瀬の茶畑工事、生駒市で無許可の盛り土、亀裂等の報道で町民は不安に駆られています。現工事は、土砂崩壊や工事の騒音、工事車両の往来と心配されています。さらに、太陽光発電工事なら反射熱の話も話題になっているようです。町民の不安を解消させるため、県の見解を示してください。

本件の業者や奈良県砂防・災害対策課の所管と考えておりますが、町としても住民の不安等を考えて、県の説明や業者の説明を求めてください。

恐らく県は、既にこの若葉台3丁目の工事には防災パト、現地調査を進めていると思っております。町が知る限りの計画の概要を近隣町民へ説明させるべきであ

ります。早急に公表できるならば、土地所有者、何に使うのか、施工業者名、工期等を明確にしてください。近隣の皆さんへ知らせるのが町の役割ではないでしょうか、お尋ねいたします。

2番目の質問に入る前に、きょう、4月15日は熊本地震の2カ月目でございます。被災者の皆様へお見舞いを申し上げます。

それでは、2番目の質問に入ります。

本町ですけれども、町役場の地震等の防災と耐震診断であります。

本町役場等の建築年を調べると、約50年前の建造です。現本庁舎の耐震精度はどうなっているか、お尋ねいたします。

本年発生した熊本地震、また5年前ですか、東北大震災でも役場本庁舎が損壊しております。町業務に、そしてまた、復興に大きな支障が発生しています。今も熊本県益城町等では混乱をいたしております。その結果、指揮命令、指導、情報基地の中心である役場が倒壊して復興対策にも支障を起こしたわけです。

本町の防災マニュアルでは、本庁舎、ここですけれども、倒壊した場合のダブル、トリプルバックアップ体制が必要ではないでしょうか。災害対策本部の設置には、倒壊の本庁舎の代替が明記されているか。決めてなければ町は大混乱をいたします。マニュアルの内規で本庁舎代替をつくっておくべきであります。今後、現役場本庁舎、代替庁舎の耐震等々を専門家の十分な検討、内規をつくり防災会議で決め、本庁舎の代替はもちろん、新築も含めて建てかえも考えねばなりません。決めていく必要があるのではないかと思います。

なお、一般質問の事前通告を早く出したため、現防災マニュアルの精読ができなかったもので、私のミスと思いますが、災害時で現本庁舎が倒壊に近いときには、福貴の総合スポーツセンターの体育館が対策本部となっていることを少し気がつかなかったもので、まことに申しわけございませんでした。

しかし、現防災マニュアルは端から端まで読んでみたんですが、漏らしましたけれども、本町の災害対策本部については、内規で町民の皆様に利便性を考えたロケーションが必要ではないでしょうか。第2、第3の対策本部を決めておくべきであります。

現本庁舎の建てかえも必要です。今、本庁舎、スポーツセンター以外のほかの複数公共施設も考えねばならないのではないのでしょうか。町業務が滞りのないように考え、支障を起こさないように考えねばなりません。町は地震災害時の庁舎対応をどう考えているか。しかし、一番大事なのは町民の災害対策が優先第一であることも忘れてはならないと思います。

以上、2項目について質問させていただきます。前向きな答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、高幣議員の1点目の若葉台ローズタウンの土砂工事についての御質問にお答えします。小さく4点、お尋ねであると思われれます。

まず1点目の、町の知る限りの情報を明示してほしいとの御質問ですが、当該地については、平成10年に第2期ローズタウン若葉台住宅開発として奈良県知事より開発行為、宅地造成工事を許可された場所でありましたが、本年4月ごろに事業主であります株式会社太陽設備から当該地の住宅開発行為の許可を廃止し、新たに太陽光発電施設の設置を計画しているとの相談があり、現在のところは設置に係る宅地造成等規制法に基づく工事の許可申請の法定手続の段階にあります。

昨日の稲月議員の一般質問でも回答しましたが、あくまでも現時点での許可申請の内容であります。事業概要といたしましては、事業計画区域の面積が3万457.11平米、約3ヘクタール、パネルの設置面積は1万5,500平米、約1.5ヘクタールと。1日の発電量は業者の試算であります。1万4,962.176キロワットとなっております。事業主体は、先ほども申しましたが、株式会社太陽設備であります。大阪市に本社があり、事業内容としては、メガソーラーや産業用太陽光発電システムの設計、施工、販売、メンテナンス、管理運営を行っており、西日本を中心に複数の地域で太陽光発電設備を手がけている事業者です。

2点目として、町民の不安を解消させるため、県の見解を示してほしいとのお尋ねですが、奈良県は宅地造成等規制法に基づく工事の許可権者であることから、行政手続として申請内容を審査し、許可、不許可の処分を行う立場にあります。

3点目としては、住民の不安を考慮して、県に業者に説明を求めてほしいとの御質問です。

町といたしましては、隣接地、近隣住民、自治会等へは丁寧な説明を行うよう指導しており、5月30日には町、事業主、奈良県が現地で立ち会いを行い、必要な防災対策等について協議を行い、また、住民の不安解消に努め、早急に地元説明会を開催するよう奈良県とともに指導を行ったところです。現在は、事業主の代理人と各自治会長とで日程調整中で、地元説明会開催の準備をしている状況とのございます。

4点目として、土地所有者、何に使うのか、施工業者名、工期等を明確にしてほしいとのお尋ねです。

土地所有者については、現在事業主へ大半の用地は所有権移転が行われており、事業計画区域内の用地全てを事業主が取得すると聞き及んでおります。事業概要については、1点目の答弁のとおりで、工期は宅地造成工事を許可後45日で完了し、その後、太陽光パネルを設置し、早ければ年内に完了させたいという計画になっておると聞いております。町といたしましては、まずは事業者みずからが近隣住民、各自治会の御理解をいただき、事業計画に対する不安を払拭していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

高幣君。

○9 番

ありがとうございます。御苦労さまです。

若葉台の今の話では、太陽光発電ということの土砂工事っていうんですか、木をとる工事だというふうに聞かせていただきました。

そこで、ちょっときのう、稲月さんもいろいろと御質問されておりましたが、私としても、実は若葉台自治会から、これはたまたま偶然に私自身が今の自治会の役員をしておりますので、6月の初めですね、役員会でこの話が出てまいりましたので、こんな返事をしておきました。多分6月24日、議会の全員協議会でこれの公式発表があると思いますんで、それまで待ってくださいというふうに、役員さんに、私、言うてはならんのかもしれませんが、言っておきました。それで、今回の役員会ではそれ以上、突っ込んだ話はなかったようでした。若葉台でもローズと若葉台、二つありますんで、私は若葉台のほうでございます。

それでちょっと再質問なんですけど、発電した、さっきも出てましたけれども、何キロワットかの電力っていうのは、これは売電になるんでしょうか。売電ならば、どこへ売られるのか。このあたり、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

それから、この開発っていうんですか、太陽光発電が若葉台にメリットがあるのかどうか、このあたりも町としておつかみになってれば、お教え願いたい。町としてこの工事はどんなメリットがあるのか、これは全体ですね。これについても教えていただきたいと思います。

大きなパネルが設置されるわけですけども、そこでちょっと言われたんですが、1点は太陽光発電のパネルの反射熱、これがあるんじゃないかという御心配を直接耳にさせていただきました。それから、そのパネルの下ですけどもね、よく農地的に御利用されるケースもあるわけなんですけど、これはどうな

っているのか。それによって心配される土砂の問題なんかも絡むんじゃないかなど、こんなふうに思っております。

それから、さっきちょっとメリットの話しましたけれども、もし、ないとは思いますが、南海トラフが今、この間の新聞では、61%の確率で30年内に起こるであろうというふうに言われております。そういう意味で、もし大地震等があったとき、この発電施設がどれだけ平群に役立ってくれるのか、どんなふうに考えられてるのか。さらに、ほかにこのような計画は平群町内であるのでしょうか。これもお尋ねします。

私が聞いている、あるいは見たのでは、上庄とか平等寺ですか、あのあたりでもパネルは置かれているようでございますので、今申し上げたようなポイントについて、町がわかる範囲で結構ですから御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

6点ほど再質問を受けました。

まず、1点目の事業、売電かということ。こちらのほうは全て売電事業ということで、関西電力へ売電するという計画となっております。

また、町へのメリットというところでございます。現時点では、売電専用ということですので、若葉台のみに送電するとか、そういった事業ではないということになっており、町としてのメリットとしては、放置区域の中で一定適正な管理を期待できるというところでございます。

あと、反射熱のほうですけれども、こちらのほうは多少上がるというふうには聞いておりますけれども、近隣への影響のないように配慮していきたいということで事業主よりは聞いております。

また、パネル下の利用ということ。こちらのほうは、例題的に農地の件を出されましたけれども、今回のケースではパネル下の利用はないと。メンテナンスのみに人が入るというところでございます。

あと、このような計画がほかにあるのかということ。大規模なものについては開発行為ということで、開発にかかわるとということで、こちらのほうに、きのうの稲月議員でも答弁しましたが、事前に以前相談はありましたが、現時点ではない。ただ、小規模なものにつきましては、こちらのほうでは把握していないというところでございます。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○ 9 番

ありがとうございます。

このあたりをですね、今度24日、当然もう少し詳細は我々もお聞かせ願えると思うんですけども、自治会のほうにも、やはりきちっと説明をしてあげてほしいと思います。ただ、自治会が今度、自治会の住民さんにどういうふうに伝えていくかがポイントだと思います。やはり一方的に自治会が受けとめた内容だけで話をした場合、住民さんとして、また次なる何か問題点を言われるかもわかりませんので、そういうところについては自治会、これはローズの自治会と若葉台の自治会二つありますんで、各会長には話をさせていただかないといけないと思います。特に事前に町から自治会長に対して公平な目で見ていただけるように話をさせていただく、これをお願いをしておきたいと思います。どうでしょうか、できますか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

事前に各自治会というところでしたが、先ほども答弁いたしましたように、事業主において、まずは一定事業の御理解をいただけていただくと。そういった中で問題等があれば、当然どういう内容かということをお尋ねして、町としての対応をとるべきところはとっていくというところで対応したいと考えます。

○ 議 長

高幣君。

○ 9 番

いずれにしろ、この問題、住民さんはやはり気にされてるのは確かです。特に気にされてる方は、あの工事現場が下から上を見られてるんですけどもね、その見えるおうちの方々は非常に心配をされてますんで、そういうところは業者に対して直接1軒1軒説明に回れるような感じでやっていただくのがいいんじゃないかと。自治会でやりますと、どうしても総論的な話で終わってしまいますんで、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

これは以上、これで結構でございます。

○ 議 長

総務防災課参事。

○ 総務防災課参事

すみません、それではですね、大きい2点目の役場の防災、耐震についての御質問でございますが、地域防災計画では、役場は災害対策本部として、また

住民への情報伝達や避難所との連絡調整や消防、警察などへの応援要請など、災害被災情報等を統括する情報通信拠点として活用いたします。役場の庁舎が災害のため使用できない場合は、地域防災計画によりまして総合スポーツセンターに災害対策本部を設置することになっています。

役場庁舎につきましては、本館、新館、別館に分かれておりまして、本館は昭和34年に建築し、昭和44年に増築を行っております。新館につきましては平成4年の建築、別館につきましては平成8年の建設となっております。このため、新館と別館は新耐震の建築基準での建築となっておりますが、本館につきましては旧耐震での建築基準となっております。耐震診断が必要となっております。

役場庁舎につきましては、防災拠点であることから、現在策定中の公共施設等総合管理計画の中で位置づけを行い、役場庁舎の移転も含めまして、駅前広場に公共施設を集約をしていくことも念頭に置きまして検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。

防災っていうのは、たまたまきょうが、先ほども冒頭で申し上げましたように、熊本地震の2カ月目と、こういう偶然なる日に私は当たりましたのでさせていただいてるんですけども、ちょっともう少し細かく聞かせていただきたいんですが、この役場本庁舎はここじゃないですが、向かいの第5会議室から向こう側のね、あのあたりについては耐震診断の結果って何かあるんでしょうか。そういう診断をしたのでしょうか、1点目。

それから、34年ですから、確かに五十何年になりますね。56年ですか、今90年ですからね。そういう意味で、この本庁舎の耐震診断はされているのか、お答えをお願いをいたします。

それから、総合スポーツセンターについては、これは昭和56年以降の新耐震の基準でやられてるんですけども、ただ今回、あのニュースでいろいろ聞いておりましたら、新耐震の建屋でもやはり倒壊っていうんですか、そういうふうなところが発生してるということでございます。多分この新耐震が新しく新耐震というふうな形になるかもわかりませんが、国は変えていくんじゃないかなと思います。特にこの間の読売新聞でしたか、大きく南海トラフの発生基準について地図を出しておりました。多分恐らく読売の、あるいは新聞を読む方は見られていると思うんです、住民さんはね。その中で特に大きか

ったんが読売新聞、半面ですよ。そんな地図がありましたので、非常に心配されていると思います。まあ、そういうことで、まずは役場の現在の本庁舎と言われる本館、それから第2の総合スポーツセンターへという話と、じゃあ、第3はどうするのか。このあたり、町はどう考えておられるのか。特に、後でもう1回、今度は公共施設の管理計画について質問をさせていただきますが、とりあえず今申し上げたような、現庁舎についての状況はどうなっているか、お教え願いたいと思います。

○議 長

橋本参事。

○総務防災課参事

それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の役場ですね、本庁舎の耐震診断を行ったかという御質問でございますが、現在の役場庁舎の耐震診断は実施をしておりません。

続きまして、総合スポーツセンターが使用不能であればですね、ほかのどの施設を利用するのかという御質問でございますが、災害の種類や規模、また被災状況などを総合的に判断をいたしまして、利用可能な公共施設、学校やプリズムめぐり等を利用してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

まあ、第2についてのね、プランはこれからのことですから、私がさっき一番冒頭で申し上げてるように、ダブル、トリプルという、それぐらい、あるいはひよっとしたら、もう一つつけ加えて、あこがだめならここ、ここがだめならここ、だめならここというふうに、そして住民さんの利便性のある場所にそういうものを持って行っていただきたい。

また、対策ですからいろんな形で職員も、あるいは関連のボランティアさんとか、いろいろありますので、そういう方々がやりやすいような感じのものをつくっていただきたいと、こんなふうに思っております。特に今これはたまたま若葉台の話をしませんが、防災班ですか、そういうのがね、いろいろとおつくりになって、1丁目班、2丁目班、3丁目班、4丁目、5丁目と、各丁目ごとに防災会っていうんですか、防災グループが設置されておりました、たまたま私もことし、そのリーダー役を当たっております、ヘルメットを支給されまして、家にいつでもかぶれるように置いておりますので、そういう意味で一生懸命、私どもの地元の防災会は頑張っておられます。恐らく、もう既に7月の

何日かに、あれは何をやるんかな、何か診断をしようと。それから7月24日ぐらいにもやろうというふうに、2回、7月にそういうふうな訓練対応をやりたいというふうに聞いておりますので、できるだけ町としてそういうふうな形で自治会の防災班がやりますので御協力、また西和消防等のつなぎ、こういうところをひとつよろしくお願いをしたいと思います。

これはこれでいきますが、次に、公共施設の総合管理計画というのが、先ほど御答弁にありましたけれども、私ちょっと、この公共施設の総合管理計画というのは、まず1点目は、でき上がってるんでしょうか。

それから、でき上がってるならば専門家にやらせているのでしょうか、それとも職員で、内部職員ですね、で考えてるのか、このあたりを再質問させていただきます。

○議長

耐震診断ということでもいいですか、高幣議員。耐震ということでもいいんですか。

○9番

耐震です。耐震ということでの総合施設管理計画ね。

○議長

耐震という観点で。

○9番

それ、前から聞いてますからね。

「前からって、あなたが質問に入れてへんやん。質問に何も書いてへんやんか」の声あり

○9番

答えから言うてるんです。

○議長

耐震ということだね。はい、橋本参事。

○総務防災課参事

この計画につきましては、担当課が違いますので、詳しい詳細についてはお聞きしている範囲で答弁させていただきたいと思っております。

この計画につきましてはですね、町の職員で作成をしているというふうにお聞きをしています。あとですね、この計画につきましては、今年度中、28年度に作成をするようにお聞きをしています。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○9番

今の話でしたら、町内部職員で検討していると、こういうふうに理解すればいいわけですね。じゃあ、町内部職員はこういうふうな、いわゆる専門的見地についてはね、勉強されておるんでしょうかね。ちょっとその辺が私、どこで聞いてええのかわかりませんが、そんなふうに思います。

それから、今、本庁舎の話は別の角度から申し上げますと、これ、町長の一つの公約的なものに入っているんですけども、文化センターの話が今出てるわけですよ。これは文化センターもどこにやるかというのはまだ決まりはないですけども、聞く耳によれば、駅前というふうな感じで聞いております。私自身思いますのは、これがそれぞれの主観ですからわからないんですけども、今、駅前という言葉を出しましたが、駅前は吉新というところだと思います、駅前であればね。ただ、これも専門でありませんから、こんなことを言えないんですが、吉新という名前はどんな意味があったのか。吉崎新田というところから吉新になってると思うんです。そういう意味で、私は大事なものは下、土壌っていうんですか、土質っていうんですか、そういうふうなものをもう少し勉強していかないといけないんじゃないかなと思っておりますので。

まあ、いろいろと傍聴で聞いていただいている方々から耳にするような言葉もありますね。でも、やっぱり一番大事なものは防災です。そして町民さんです。ここらを町として、いろんな観点でよく勉強していただいて、そういうふうないい防災マニュアルをつくってほしいなと思いますので、きょうはあえてもうこれ以上のことは申し上げませんが、よろしく願いをしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

発言番号8番、議席番号1番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○1番

皆さん、おはようございます。議席番号1番、山本隆史でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、1項目、3点について質問させていただきます。

安心・安全な暮らしを守る「ゾーン30」の推進について。

国内の交通事故による死者数は、昭和30年ごろから増加し始め、私が2歳のころの昭和45年にピークを迎えました。これはマイカーを中心とした自動

車の増加に比例して事故発生件数が増加したことが分析により判明しております。事故発生件数自体は、その後も増加し続け、平成16年にピークとなり、全国で1年で95万2,191件、1日平均2,608件もの事故が報告されています。近年では、自動車のセーフティシステムの向上や道路交通法の改正などにより事故数、死者数とも減少しております。

しかし、車道幅員5.5メートル以上の道路における交通事故件数は、10年前と比較して43.1%減少しているのに対し、生活道路と考えられる車道幅員5.5メートル未満の道路における交通事故件数は33.8%の減少にとどまっています。ニュースなどでも問題視されていますが、通学児童の列に車が突っ込み、死傷者が出てしまった場所も生活道路が大半です。生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者、自転車の安全確保が優先されるべき道路と定義されております。

これまでの安全対策として全国的に採用されたのは、昭和47年に小学校の校区ごとに児童の通学範囲として500メートルをめぐとした歩道や路側帯の設置を促進し、児童の安全を目的とした「スクールゾーン」が採用されました。昭和49年には、住宅街や商店街など日常生活が営まれる地域で路側帯の設置や一時停止等の交通規制を行い、生活地域での安全確保を目的とした「生活ゾーン」を採用。昭和63年には、高齢者の通行が多い一定の範囲を設定し、高齢者の安全の確保を目的とした「シルバーゾーン」を採用。平成8年では、比較的交通量が多く、歩行者や自転車関連の事故が多発する住宅系の地域で、早急に対策を講ずる必要がある地区の安全を目的とした「コミュニティ・ゾーン」を採用、平成15年には緊急に対策を講じる必要がある地区において、歩行者、自転車の安全な通行を確保することを目的とした「あんしん歩行エリア」が採用されました。これらのように、過去に多くの対策が全国的に採用されたものの、残念ながら交通事故を大きく抑制するまでに至っておりません。

本日、なぜこの交通事故防止対策の分析を説明するかというと、私は現在、菊美台に在住しておりますが、菊美台の住民様から悲痛な問題を耳にしたからであります。

こちらをごらんください。御存じのとおり、菊美台は平群町北端に位置しております。生駒市に隣接しています。ことし4月時点で、約470世帯が暮らしていますが、まだまだ増加傾向にあります。生駒市の南端には近畿大学奈良病院があり、病院に隣接する菊美台4丁目、こちらの付近では、どんどん住宅建築が進み、町外などから移住される方の多くは子育て世代に見えます。平日の昼間には、保護者の方とよちよち散歩している光景をよく目にします。近くに近大奈良病院があるのは生活上、大変ありがたいのですが、同時に問題も見

えてきました。我々が生活道路としている北公園より東に上がる、こちらが北公園です。東に上がる菊美台2号線、通称、外周道路といいますが、野鳥公園から東に上がる野鳥公園路線、こちらが野鳥公園で東に上がるところでございます。こちらに町外、県外からの車両が近大奈良病院に通院やお見舞いなどで早朝より進入し、車が通過します。これらの道路には速度制限の標識もなく、また勾配があるので上り下りともにスピードが出てしまいます。

数年前、実際に私の長男が病院から帰る町外の車両に自転車で接触し、たまたま自転車だけが宙に舞う光景を目の当たりにして、本当に心臓がとまる思いでございました。

4丁目の住民さんから問題となっている話は、ここ一、二年で本当にひやりとする事故を何度も目撃しているそうです。特に雨の日ですが、バイクが上りコーナー、こちらのほうになります。近大奈良病院の手前になりますが、こちらでコーナーが曲がり切れずに単独事故を起こしているそうでございます。運が悪ければ、通学児童などの歩行者が事故に巻き込まれる可能性があるとのことでした。西和警察署も通報のない限り単独事故は把握できません。

菊美台自治会としても、過去に速度制限の標識を設置するよう何度も要望しておりますが、現状においてはこちらも、こちらも標識はございません。

そこで、平群町第5次総合計画基本戦略による施策の人口対策に掲げられる住民さんの安全・安心の暮らしを守るため、私が注目しているのが「ゾーン30」です。

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域、こちらは「ゾーン」と言います。「ゾーン」を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度制限を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

平成23年9月から警察庁交通局から都道府県警、市町村宛てに推進されています。なぜ30キロ規制なのかといいますと、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が30キロを超えると歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、生活道路を走行する自動車の速度を30キロ以下に抑制することとしたものです。

平成25年度末までで、「ゾーン30」は全国で1,111カ所でありましたが、平成28年度までに全国で3,000カ所の整備をすることを目標としております。

奈良県警察交通規制課の発表で、平成28年3月時点の奈良県内の「ゾーン30」整備地区は35カ所で、近隣7町では三郷町の東信貴ヶ丘1丁目から3

丁目地区のみです。また、生駒市では5カ所です。

そこで、3点、質問いたします。

1、平群町では、今までに「ゾーン30」について具体的な推進をされましたか。

2、「ゾーン30」を整備する区域はどのようにして決められるのですか。

3、「ゾーン30」を整備する場合、国庫補助などは受けられないのでしょうか。

以上、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

3点にわたり御質問をいただきました。順次お答えいたします。

1点目、平群町では今まで「ゾーン30」について具体的な推進をされましたかについてですが、推進ということでは特に取り組みはしていません。

2点目、「ゾーン30」を整備する区域はどのように決められるのかについてですが、「ゾーン30」を設定した場合、抜け道としての通行の抑制、排除ということでは大きな効果があると思われれます。「ゾーン30」の設定には「地域住民の要望があり、地域住民、道路管理者、警察で構成される協議会を立ち上げるなど、住民の円滑な合意形成がなされるよう努めること」とあります。町としましても、地域住民の要望、病院に係るバスの運行や緊急車両への影響なども含め、決められていくものと考えています。

3点目、「ゾーン30」を整備する場合、国庫補助金などは受けられないのでしょうかについてですが、「ゾーン30」を整備することになった場合、道路管理者や警察で整備について協議がされます。この協議により道路管理者が行う整備、警察が行う整備と分かれまして、補助を受けれる対象となる団体は警察ということであります。町が行う整備には補助は受けられません。町は補助を受けることはできませんが、他の手法では生活道路における歩行者の安全や通行を確保することが難しいということであれば、町単独費でも実施する必要があるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本君。

○1番

御答弁ありがとうございました。では、再質問させていただきます。

1番につきまして、そもそも菊美台2号線、いわゆる周回道路の制限速度は、

実際は何キロですか。

緊急車両がサイレンを鳴らし通行することは、住民の皆様も納得しておられます。また、緊急車両は特別な車両でより安全を心がけて運転してくださっております。標識が一つも設置されていないことに、再三にわたり菊美台自治会からは要望が出されているはずですが、一般車両のスピード超過の抑止効果があるはずですので、まずこの場をおかりして再度要望いたします。

2番、「ゾーン30」を整備する場合は、地域の皆様の合意が必要とのことですので、近日中に菊美台自治会に報告し、住民の皆様の意思を再確認いたします。菊美台自治会として「ゾーン30」の設置を要望された場合は、速やかに御協議くださいますようお願い申し上げます。この2番の答弁は結構でございます。

3番、道路整備を行う場合で、町単独費がかかる場合は、町内の道路整備の優先順位を慎重に審議しなければならないと思いますが、菊美台地区が「ゾーン30」の整備で警察が行う整備に国庫補助を受けられるのであれば、住民の皆様や町においても、とても有利な対策であると私は判断いたしておりますので、前向きに御検討ください。こちらの御答弁も結構です。

1番の速度制限はそもそも何キロですかというのをお答えください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

規制がない道路ですので、法定速度の60キロということになります。平成22年度より菊美台から要望を受けておまして、警察のほうに規制の要望をしておりますが、いまだ規制のほうには至っていないということでもあります。

○議長

山本君。

○1番

御答弁ありがとうございます。

時速60キロというのは、国内一般道路の一部を除いた上限速度です。危険だと思いませんか。菊美台に限らず、子どもたちからお年寄りまで、平群町の全住民さんの安全・安心な生活を守るために、私たちは知恵を絞りながら有利な情報を見つけ出すことも使命であります。若者、子育て世代の定住化促進の観点からも、この「ゾーン30」は、昨年12月で取り上げ、迅速な対応をしていただきました高齢者運転免許自主返納支援制度同様、インパクトのある整備であると私は確信し、推進いたします。

これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

発言番号9番、議席番号2番、城内君の質問を許可いたします。城内君。

○2番

おはようございます。議席番号2番、城内敏之です。議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

まず、新たな教育制度についてとしておりますが、別に教育制度が新しいのが発効されたわけではありませんので、ちょっとこれは質問の文章がちょっとまずかったかなと思ってますが。

平成27年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正されました。ポイントとして次の四つが挙げられます。

新しい教育長、教育委員長と教育長が二つあったのが一本化されたということ。それから教育委員会の組織改革、教育長へのチェック機能の強化ということで、会議の透明化ということがうたわれております。それから、総合教育会議の設置、これは教育委員会に首長が入ってやる組織だそうです。招集はやはり首長が行うと。それから、教育大綱を首長が策定するということが去年の4月1日に発効され、平群町では28年4月に策定されました。

本町の歩みとしては、教育大綱を平成25年に策定され、現在も進行中の平群町第5次総合計画にうたわれている「高齢者から子どもまでが安心して暮らせる『緑豊かで心豊かな 子どもの歓声が聞こえるまち』」というスローガンを、これを町の将来像として掲げられています。教育大綱にもこれが掲げられています。

また、「まちづくりは人づくり」とも書かれています。平成25年の第5次の中でもうたわれていることへの実行例を挙げられています。それについては、就学前保育、教育の場として認定こども園を開園、乳幼児期の教育の強化の環境も整えられています。こども園に対しては、かなりの成果があると聞き及んでいます。続く、学校教育では、複数学級の実現と同時に少人数学級編成の促進や、こども園、小学校、中学校へわたる連携による、つながりのある教育と発達段階に応じたきめ細やかな教育を目指すとうたわれております。具体的施策として、子育てと人間教育の推進、就学前教育・学校教育の推進、生涯教育の推進、文化財の保全と活用の推進が挙げられています。現在進行中の事柄の中で、こども園などは特筆すべき事実が私の目には映るのですが、まだほかにこれはというのをお答え、教育委員会としてこういうこともやってるんだということは、割と発信が少ないように思いますので、お聞かせいただけたらと思います。

また、学校図書館に対して、いろいろ調べてみましたら、ちょっと見えますかどうか。こんな状態で最近、非常に図書館の利用がふえてるということを知りましたので、それについてお聞きしたいと思います。図書館の利用状況、それから児童1人当たり貸し出し数、読書への関心度比較、これは全国的に何か資料があれば教えていただきたいなと思っております。

大きい2つ目としましては、稲月議員、高幣議員よりお話がありましたので、何回もダブるんですが、明光興産跡地の開発跡地についてお聞きしたいと思っております。

4月、突然、福貴1298の2の丘一帯にユンボが入り、何かしら工事が始まり、我々ローズタウン若葉台の住民は驚かされました。都市建設課に問い合わせると、明光興産が太陽光発電の施設をつくるための測量をするため始めた工事で、私有地内でやってはることなんで口出しはできないというお話でした。

それで、県にも行って聞いたんですが、まだ開発工事をするための設計をするための整地やから、まだしかも、私の土地でというようなことで、もう一つ要領を得ませんでした。測量の結果、申請が出れば改めて地元との交渉をするよう指導してくださいと伝えまして、住民説明会の開催を早急にお願いしました。

それで、県では伐採はしないということになってたんですが、住所は福貴ですけれども、福貴のままなんですが、ローズタウンに入ってる5軒の家があるんです。そこがちょうど斜面の真正面に当たるんで、例えば、いろいろ皆心配されてることが起こるのは、ローズタウンに向かって起こるんだからということで、いろんな人にやかましくつかれて走り回ったんですが、それで公式のあれではないけども、話を聞かせてくれということで、無理やり来てもらいまして、そこに隣接する住民の方、それから若葉台の自治会の役員さん、それから住所は福貴ですんでね、なぜか、これも建設課は指導をちゃんとしてほしいと思ったんですけれども、福貴と若葉台と、向こうはその二つやと思ってるんですよ。ほんで、ローズタウン若葉台というのは、若葉台の一部とわかれてたようで、それでしかも許可をもらったというような話でありながら、実際は自分らの開発で通る周辺の道だけ、何かピラをまいたらしいんです。私もそのピラを回収してませんので、その辺はよくわからんですが。それなのに、いつの間にか若葉台の自治会の許可をもらって通ってんねんというような話に、うわさ話は怖いなと思ったんですけれども、そんなふうになっておりました。私も一時はそんなふう信用しました。

要するに、我々は施工前からいろいろ影響を受けてるんですけれども、現在すっぱんぽんになってます、一部がね。それで、私の家は下の道から二棟下なん

ですけれども、それでもこの間みたいに、このごろずっと西風ですんでね、風が強いときは砂じんが飛んでくるんですよ。とてもやないけど、外では干せない。それから、1日車を置いといたら、車のウインドーに指で字が書ける、そういう状態になっておりました、雨が降ったら下の福貴という名前のままで住んでる5軒の家に、前回、明光興産がすっぽんぽんにしよったときに、大雨があつて超えてお庭に入った事実があるんで、そういうことをいろいろお願いしたんですが、町としてはまだ許可が出てないし、申請も出てないからということで、我々も困っておったんですが、許可申請が出たということで、我々は行動したいと思ひまして、無理やり頼んでしました。

それで、一番心配なのは、業者がどこであるということだったんですが、これはまあ、きのうからの発表で太陽設備であるということがわかりました。ただ、きょうもちょっと午後から雨模様という話も聞きますけども、やっぱりすっぽんぽんになってますんで、その5軒の家に土砂が流れ込まないかいうことを物すごい心配してます。工事中であれば、できたら手前にですね、深い堀だめをつくっていただいて超えないようにしてもらいたいというような要望を出します。それで、いろいろ町にお聞きしたいのは、雨期を迎えて、土砂の流入を防ぐために堀だまりをつくることをお願いしたい。または頑丈な基礎に基づく擁壁をつくれるのか、計画に入れてもらいたい。現場より出入りの車両の泥対策、明光時代に土砂の車が入り出すのんで、約300メートルにわたって車のわだちの形がついて、それで明光の管理人が一生懸命洗いよったけども、6カ月ほどはやっぱり消えませんでしたんで、事前に出る前にプールをつくるとか、そういうことを訴え、対策してほしいと。それから、現場付近の安全対策としての監視員の配置をお願いしたい。それから、砂じん防止のための水まき、現場に水をまいてほしいと。それから、工事時間の厳守、もう8時ごろは小学校の子どもが通りますんでね、それで9時以降にしてもらいたいと、そういう工事時間の厳守、これをお願いしました。

また、完成後、運行が始まれば、次の事項も確認をとりたいと思ひます。町はどのように我々の生活を守っていただけるのでしょうか、お答えください。鏡の乱反射による照り返しによって発生する照度、温度、湿度への管理と補償、それから巨大な電量を送信することによる電波障害の有無、それから外壁はどうしてくれるのか、子どもが入って事故を起こしても困りますので、どういうふうになるのでしょうか。また、維持管理上の諸問題の解決を何か考えてもらってますかということですね。以上をお聞きしたいと思ひます。

以上が私の質問です。よろしくお願ひします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1項目めの教育行政に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、昨年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、時代にマッチした新たな教育委員会制度がスタートすることになりました。平群町におきましても、この改正趣旨に添い、町長をリーダーとする総合教育会議を設置し、真摯な検討協議を行う中で、平成28年度をスタート年とする平群町教育大綱を策定したところであり、現在この大綱をもとにした教育施策に取り組んでおります。

御指摘の中にもありましたが、本大綱では幼児教育の推進をトップに掲げ、ゆめさとこども園の新園開園を象徴とする幼保連携の認定こども園の運営を中心に就学前教育を重点課題として、そこから小学校へ、そして続く中学校へと発達段階に応じたスムーズな連携を重視した教育行政を行っております。

御質問のその他、教育委員会として、これはというふうに考えられる取り組みの状況についてのお尋ねです。何点かあるのですが、特徴的なものを簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

まず1点目は、「ふるさとを誇りに思う人間の育成」及び「国際感覚を身につける教育」という大綱の施策目標に対して、社会科副読本として、「わたしたちの平群町」を現場の先生方とともに編集会議を重ねながら独自に作成し、今年度対象児童全員に配付し、ふるさと教育として私たちの町平群を子どもたちにわかりやすく紹介することと、これにあわせてALT派遣事業を通じ、外国語、とりわけ言語としての英語学習と外国人に直接触れ合う機会を自然に持つことにより、幼児期から発達の段階に応じた形でふるさとに誇りを持った人間として真の国際感覚を身につける教育の推進を、他市町村に比べて特徴的に進めております。

また、情報教育の推進についての取り組みとして、現在教育委員会と学校現場教員で構成するプロジェクトチーム会議を設置し、未来に向けた平群町版の新たな情報教育の環境づくりに向けた検討会議を精力的に進めております。

さらに、地域、家庭との連携を重視したパートナーシップ事業や大学研究機関との官学連携事業の推進、また、男女共同参画社会が進む中、安心した就労支援として、充実した学童保育の環境づくり、また、安全で快適な通学路や通学環境の確保、これを目的として全ての関係機関が参画しての通学路安全推進会議の実効ある運営と、加えて議員からも御発言のあった、子どもの読書活動推進計画に基づきます、あすのす平群と学校図書館を中心に展開した読書活動

の推進に重点を置いた施策を積極的に展開しています。

とりわけ、御質問の学校図書館の利用状況につきましては、町内全小学校に専属の図書館司書を配置したことにより、授業の業間に行列ができる学校図書館として評判になり、読書活動の優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けました。また、児童1人当たりの月当たりの貸出冊数にしましても、先ほど議員からも御紹介がありましたけども、司書配置前との比較で約2.5から3.5倍の冊数の伸びが見られていることや、読書への関心度におきましては、昨年の全国学力・学習状況調査の結果からも、全国や奈良県全体との比較において、読書活動や図書館に足を運ぶ行動が他自治体に比べて極端に高い数値が出ており、明らかに目覚ましい配置効果があらわれています。このように幼少期から保幼小中の発達段階に応じて読書に親しみ、外国文化に触れ、さまざまな学習体験を通じる中、考える力、想像する力を、この自然豊かな平群の地でのびのびと育むことが町の教育大綱に掲げる、「まちづくりは人づくり」となって、花咲くものと考えます。そういう意味からも、教育委員会としては引き続き大綱指針に沿った施策の展開を今後も心がけてまいりたいと思っております。

○議長

城内君。

○2番

思わず、目が花丸になるような回答をいただいて非常に心強いんですが、せっかくそれだけええことをいっぱいやってはるのに、なんかもっと我々にやってはることをわかってもらえるような施策を考えていただきたいと、これは個人的に思います。

また、えらい余談ですが、私も高校2年で、3年の教科書を全部終わってしまつて、3年はほとんど受験勉強をしとったんですが、それと大変よく利用したんが中之島図書館で、そのうどんのことが突如思い出したりしますけども、非常に図書館に親しんだ人間として、この結果はありがたいと思つてます。

これは25年3月に出された平群町子ども読書活動推進計画、見てびっくりしたんですけども、窪委員長のもとで作成されてるんで、司書の方にどういうことをしてるんや言うたら、「この計画に基づいて、これを教科書にしてやります」ということを言われまして、第5次総合計画を初め、そういう計画が一つずつ生きてるんだなと思つたんですけども、もっと広くあれしてもらいたいということと、利用状況が非常によくなつてる。何が子どもがこんだけ図書館に行くようになったんか、司書の数の多さでは奈良県一だそうですけども、子どものことですから、何が図書館に行く気持ちを引きたてたのか、教えていただきたいと思つています。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

学校図書館中心の話ですけれども、何がこうした結果に結びついているのかという御質問やっただと思います。第一には、他市町村に先駆けて各学校に専属司書を配置したこと、それから議会の御理解も得てエアコン整備、室内の環境も全て整えることができたということが、そのきっかけ要因にはなってるというふうに思います。でも、それ以上に何といっても、この配置した司書が子どもたち、児童・生徒たちへの読書に親しんでもらおうという、そういう情熱というか、気概がいろいろな工夫を生んで、そういった精力的な司書活動が伴っての結果、つまり職員力じゃないかなというふうには思います。

具体的には、きのうの朝日新聞にも紹介していただいておりますけれども、居心地のいい室内環境づくり、それから書架の配置工夫とか、新鮮な書架づくり、また季節感や展示、話題本、お勧め本等の紹介による読書意欲の喚起、いつでも開いていて、いつでも司書がいるという、そういった安心感、それに教員の授業支援にも資料提供等々で大きく貢献をしていると、こういったことじゃないかなというふうに思います。

それと同時に、新しい取り組みですけれども、今年度より学校現場とも協議した上、夏季夏休みの休業期間中も人的に、こうやって環境的にも充実した各学校図書館を開放して、子どもの居場所や読書活動の推進、さらには学校教員も入っての学級支援を行う、こういった計画をしておるといっても、この場をおかりして御報告申し上げます。

○議 長

城内君。

○2 番

何回も言いますが、それだけええことをやっておられるので、できるだけ市民にもわかるようにもっとパブリックな面で、ぜひ進めていただきたいと思います。ありがとうございました。これに関しては終わります。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな2点目の明光興産の開発跡地についての御質問にお答えします。

小さく11点にわたり御質問いただいておりますが、主には本事業に関する防災対策、工事期間中の安全対策、設置後の運営対応等に関する御質問である

と思いますので、それぞれについては一定まとめてお答えさせていただきます。

事業の概要については、きのうの稲月議員、本日の高幣議員からの御質問にお答えさせていただいたとおりで、事業主については議員も御承知のとおり、株式会社太陽設備です。

次に、2点目の土砂等の流出防止対策、3点目の擁壁の設置などの防災対策に関する御質問ですが、昨日も稲月議員の質問で答弁させていただきましたが、本件事案は宅地造成等規制法に基づく奈良県による許可の事案となります。宅地造成等規制法では許可等の基準として政令等で定める技術基準に従い、擁壁または排水施設の設置、その他造成に伴う災害を防止するための必要な措置を講じるものとなっております。議員が御危惧されてる防災対策についても、この技術基準を満たすものと考えております。町といたしましても、審査を行う奈良県へは事業主に対し、適切な災害防止対策を講じるよう指導していただくように意見書を提出したところでございます。

続いて、小さい4点目から7点目までの工事期間中の安全対策や近隣への対策についてのお尋ねについてです。

町からは、工事期間中については必要に応じて警備員の配置等、近隣住民への安全対策について、また近隣等に迷惑、被害等が生じないように適切な対策を講じるよう事業者へは申し入れを行っております。近日中に事業主により、地域に対して工事の概要、期間等の安全対策、説明会が開催される予定であると聞いております。

次に、小さな8点目から11点目までですが、設置後の管理運営等に関する諸問題に関する御質問です。

あくまで民間事業者が行う民間事業であり、行政の立ち入る部分は制限されますが、町としては住民生活を守るという立場から町として対応すべきところ、対応できるところは対応してまいりたいと、そのように考えており、以上、答弁とさせていただきます。

○議長

城内君。

○2番

あんまり十分でもないあれですけど、向こう自身がまだ今設計の段階ですんで、仕方がないことかなと思いますけども、よろしく管理していただきたいということと、これはここで言うてもどないもならんのかなと思うんですけども、でき上がるは、それをすぐ転売、それが商売ですんでね、あっこの会社。違う業者に転売されてしもて、我々との約束事を守れんかった、そんなん前の業者に言うてください、わしらそんなん聞いてまへんのでって言われんかという

心配が非常に残るんです。まあ、いずれにしても、住民説明会を早急に開いていただいて、そういう点でも質問もして確認もとりたいと思いますので、よろしく御指導お願いします。

以上で終わります。

○議長

それでは、城内君の一般質問をこれで終わります。

10時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時15分)

再 開 (午前10時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号3番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○3番

おはようございます。きょうは6月15日なので、一生懸命頑張りたいと思います。では、議長の許可を得ましたので、約5点について、通告に基づきまして質問したいと思います。

大きく1点目、まちの安全、ナンバーを隠す車両に対する罰則を定める条例を。

町内を見回っていると、不審な車両を見かけるときがあります。ナンバーは隠して見えません。あるときはトラックでした。ゆっくり家々の様子を観察し、まさにバイク泥棒という感じでした。これは私がしばらくついていったんですけども、黒いトラックでした。またあるときは暴走バイク、国道168号バイパスを通り抜けていきました。爆音を発しながらでございます。これらの車両を強く規制することで、事故や犯罪を少しでも未然に防止することができるのではないかと考えます。また、罰則に過料や罰金を設定し、金額をかなり高目に設定することで、さらなる抑止力につながり、平群町としても収入になります。例えば、シンガポールのようなインパクトのある額、例えば罰金100万円であるとか、ドイツのように軽犯罪に限り行われる60時間とか40時間であるボランティア活動を強制的にさせるなどもよいかもしれません。

現在、ナンバープレート隠しについては、道路運送車両法によって規制され

ています。しかしながら、実際にはよほどのことがない限り逮捕されることはなく、取り締まりを強化しているとは言えません。そこを条例で補っていくという考え方です。よくありますように、例えば刑法では16歳未満の不純異性行為でありますとか、そういうものを条例等、青少年保護育成条例とか淫行条例でありますとか、そういうもので18歳まで高めている、こういうような考え方と同じであります。

大きく2点目でございます。まちの安全、防犯対策メールの配信を。

近年、凶悪犯罪が増加しています。このところ、世間をにぎわせているのが未成年者の誘拐事件です。この平群町においても、子どもの登下校時に不審者の目撃情報が多数あります。教育委員会が把握しているだけでも、平成27年度で12件ありました。近隣の市町村を含めるとかなりの件数になります。より多くの住民の方がこの情報を知ること、今まで以上に見守り活動をしやすくなると考えます。現にそのような声を住民の方から聞いています。

また、平群町中で空き巣盗難事件も多発しています。平成27年度平群町内では53件、西和署管内で573件、西和署管内だけがデータがございまして、検挙数はそのうちの211件であります。検挙人数は126人、平群は53件でございました。近所に空き巣が連続で入っているにもかかわらず、「全然知らなかった」、「知りたかった」という声を聞きました。そしてまた、住民の方々からこのような犯罪情報メールをメールで送ってほしいと要望を受けています。盗難に関する情報を住民の方々に広く知らせることで、盗難を含めた犯罪防止の啓発につながるのではないかと考えます。

これは、第5次総合計画の55ページにも載っていますように積極的に知らせる、町はそういうふうな目標を掲げております。ぜひとも町の安全のために不審者や犯罪情報などの防犯対策になるメールの配信をしていただきたいが、いかがでしょうか。

大きく3点目、まちの安全、平群町の有するブロック塀の耐震点検を。

熊本での震災により多数の死傷者が出ているのは記憶に新しいところです。耐震についてどうなっているのか、マスメディアでもよく取り上げられています。平群町においても、小中学校を含め、耐震化について一生懸命取り組んでいると言えます。しかしながら、耐震化率にはブロック塀などは含まれておりません。平群町はブロック塀が他市町村と比べ、多いほうだと言えます。坂が多く、敷地を利用するためには敷地全体を平らにする必要があり、そのためにはブロック塀で一方をかき上げすることが必要になるからです。

専門的な知識を持った住民の方から「ここは危険」、「ここはこういった兆候が危険」という指摘がありました。特に高く積んでいるブロック塀は、崩れた

場合の危険度は高いでしょう。例えば、健民グラウンドの奥ですね。小中学校の外壁、例えば中学校でありましたら、校舎とグラウンドの間のブロック塀、北小学校もそうですけれども。水道局の周り、公園周りなどです。この中でも避難所として指定されている場所は、被災時に人が集まるところでもあるので、特に注意が必要です。平群町の有するブロック塀について耐震点検を行って、その上でしかるべき対処、処置をしていただきたいが、いかがでしょうか。

大きく4点目です。まちの安全、金網フェンスの破れを定期的にチェックし、修繕を。

平成26年6月議会において、公園等の安全を維持するため、定期的にチェックしていただきたいという要望をしました。そして、前向きな答弁をいただきました。多くの公園を迅速に修繕していただいています。しかしながら、公園フェンスの金網の破れで長期間手つかずのところはまだ目につきます。フェンスの金網がめくれ上がると、ちょうど針金の先が小さい子どもの顔を位置に当たります。住民の方から、けがをした旨の報告をまた受けました。平群町内の公園を中心に改めて調査すると、やはり老朽化が目立ち、破れも少なからずあります。例えば、緑ヶ丘、西公園のほうですね。樁台でありますと第1公園の低いほう、第2公園も修繕といたしますか、やわらかい網を張ってるところもあります。ローズタウン若葉台ですと、例えば中公園、全く修繕されていません。それぞれ補修すべき場所が箇所があります。

また、破れたフェンスを放置していることは景観も害し、治安をよくするという観点からも余り好ましくありません。フェンスの金網の破れを定期的にチェックし、修繕していただきたいが、いかがでしょうか。

大きく5点目、まちの安全、役場本庁舎の耐震を。

さきの熊本県の地震において、多くの市町村の役所が使用できないという状況になりました。築40年以上の役所が多く含まれており、危険な状態です。ちなみに熊本県内で役所を使用できずに早急に建てかえなければならない市町村は五つあります。5階建ての庁舎の4階部分が潰れてしまい、庁舎の立ち入りが禁止になった宇土市のことは記憶に新しいと思います。宇土市役所がこうなった背景には、さまざまな理由があります。まず築が51年であること。小中学校の耐震化を優先したということ。平成15年に耐震診断を既に実施しており、震度6以上の地震には耐えられないという結果が出ていたこと。耐震化に関する委員会の委員全員が役場本庁舎の建てかえに賛成していたこと。地震当日に建てかえのアンケート調査が住民に送付していたことなどです。役場本庁舎が災害対策本部としての機能を果たすことができず、悲しい限りです。

さて、平群町はといいますと、これまた古いです。町役場の一番古い箇所で

築58年になります。古い耐震基準で建築されていることもあり、大地震が起きればひとたまりもないでしょう。職員の命にもかかわることです。住民の方からも心配の声をいただいています。そこで、平群町としてこの状態をどうすべきなのか、どのようなすべがあるのか、いつ耐震化する予定なのかをお聞きします。

以上、今回は5点について、「まちの安全」というテーマで質問させていただきました。答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

1点目、まちの安全、ナンバーを隠す車両に対する罰則を定める条例についてお答えいたします。

ナンバーを隠す行為や爆音で暴走するバイクなど、交通違反を行った者に対し、道路運送車両法、道路交通法で全国一律の均一的な規制をしています。このような場合、罰則に過料や罰金を上乗せで設定する条例の制定については、地方自治法第14条で定められているため、条例として制定することはできないと考えられます。

また、町としましても、交通安全、防犯、住民の身近な日常生活において、安全・安心に住み続けられるまちづくりを目指していることから、住民が不安となる行為、暴走するバイクや不審な車両については、警察へ取り締まり強化の要望をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井戸君。

○3番

世の中ってというのは複雑になってまして、実際、法律改正ってというのは、年間100件足らずだと思うんですけども、これではやっぱり追いつかないと思うんですね。法律の甘い部分は、やはり条例とかで保護していくっていう考え方ですけども、今回はあくまでも、このナンバーを隠す車両ですけども、実際この考え方はすごく必要になってくると思います。ですから、これは重要になってくると思うんですけどね。こういう罰則でも実現できれば、やはり何も好きこのんで罰則のあるところを通らないので、犯罪の抑止につながると考えられるわけです。先ほどおっしゃられました答弁にありましたように、確かにすごく要望していくこと等は大切なんですけども、どうしてもね、こういうことを持っていかないと、先手先手を打つといいますか、重要と思うんです。

ですから、法律で一律だめってというのが、場合がだめってというのが、どこまで強く法律といえども定められているか、僕もちょっと理解できてないんですけども、必要性については町としての考え方ではいかがでしょう。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

通常、道路交通法、道路運送車両法で警察のほうでかなり重い罰則、罰金ということで、普通の違反ではないような、ナンバー隠す場合のことですが、そのような重い罰則、罰金になっておりますんで、それをさらに町のほうで条例で上乘せということは難しいと考えております。

○議長

井戸君。

○3番

まあまあ、町の考え方もわかりました。ただ、今これ、重いという感じでいてはりますけど、全然重くないですよ。30万円以下の罰金っていうたら、1万円の可能性もあるので、以下っていうのは基本的に刑法でも軽い。基本的には、僕はそう思いますね。ですから、さらに大きなインパクトのあるものっていうのを挙げさせてもらいました。この件はもうこれで結構です。

次、お願いします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

2点目、まちの安全、防犯対策メールの配信についてお答えいたします。

平群町内で今年3月8日から5月5日の2カ月間ほどの間に、21件の事件が発生しています。うち5件が忍び込みということで、家の人寝ている間に家の中に侵入して現金などを盗む事件です。現在、奈良県警察本部が県内の犯罪情報として「やまとの安全」を発信しています。「やまとの安全」は、住民生活課カウンター横で住民の方への犯罪対策意識を持っていただくため、常時掲示をしております。

提案していただきましたメール配信ということでは、奈良県、奈良県警ホームページより、不審者情報や犯罪情報を発信していただける「ナポくんメール」に個人登録することで情報が入る形になっております。このように地域の犯罪発生情報が入ることで、戸締まり等防犯対策に取り組みをしていただけることになり、大きな効果があると思われま。住民の方に「ナポくんメール」を知っていただくため、本日からホームページで掲載をさせていただいたところで

す。今後、広報にも掲載してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まちの安全、防犯対策メールに関しての御質問に、教育委員会としての現状についてお答えさせていただきます。

町内の不審者情報の発信につきましては、議員も御承知のとおり、その都度、教育委員会及び各学校、園においてメール配信をしている現状があります。加えて、現在、教育委員会としましては、情報教育推進計画の策定検討を行っており、ICTを通じた校務支援システムの導入検討をしており、その一つとして、保護者に向けた学校からの積極的な情報発信や学校からの安心・安全情報の提供についてを検討課題としておりますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議長

井戸君。

○3番

今の答弁ですと、ちょっとすごい奈良県に頼り過ぎじゃないかと。「ナポくんメール」は奈良県全体のことですので、私も承知しておりますが、これに登録したらいいっていうのでは、ちょっと平群の詳しい情報もとるのは大変かなど。住民生活課の窓口に掲示してあって言うても、全部受け身なんですよね。今、この5次総合計画の55ページにあります、特にそうですね、「防犯力の充実」で「住民による地域の安全と安心を守る諸活動への積極的な支援を行います。」と。「協働によるまちづくりの考え方」で、二つ目ですけれども、「地域の犯罪発生情報や、悪質な事業者の情報等を住民に提供します。」って書いてるんですね。まあまあ、あくまでもこういう行動指針で捉えているわけです。提供はもちろんしてるといえばしてますけども、ここを積極的にとといいますか、せっかくここに書いてあるんですから、ちょっと窓口に掲載するっていうたら、そんな窓口に来る方っていうたら知れてますし、メール、奈良県のっていうたら、またこれ、ちょっと一つ遠くなってしまうんでね。ぜひとも平群町でやっていただきたいなと私は思います。身近なもので結構でございます。

簡単に言うなれば、今、教育委員会がやっておられる保護者の方々に出しているメール、あれがかなりすごくありがたがられているとといいますか、逆に言いますと、保護者に当たらない方が「見守り活動をしたいのに情報がない」と。例えば、朝どっかで危険な人物があらわれたっていうたものに関しても、「私は

知らなかったし、どうしようもなかった」と。「子どもだけが動いてる」と。その関係者の方のごく一部の方だけしか知らなかったという事実があって、私も保護者から聞いてびっくりしたような事件がございました。

実際にですね、奈良県の「ナポくんメール」だけでは足りないということで、例えば奈良県内の市町村では橿原市が今まで584件出しておられます。近くでは大和郡山市で今まで80件ほど、こういう防犯対策メールを送っています。本当に詳しくこういう人で、こういう格好をしてて黒い服を着ててとか、かなり詳しい情報まで載っております。だから、こういうふうな橿原市や大和郡山市にノウハウを学んでですね、ぜひとも平群独自でもやるということも考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

奈良県警でやってる「ナポくんメール」ですが、この分につきましても、地域指定とかされてますんで、かなり詳しい平群の情報もいただけるということで、それ以外に平群の情報ということで、特に発信が必要ということも、今後そういう住民への提供、どの程度、住民生活課のほうでできるかということも、ちょっと検討しながら、今後に向けて考えていきたいということで、答弁とさせていただきます。

○議長

井戸君。

○3番

ありがとうございます。

なかなかほかにもあるっていう中で、まあ前向きな答弁と考えると、この件は結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、井戸議員の3点目でございます。ブロック塀の耐震点検ということで。まず、井戸議員の御質問の中でですね、ブロック塀とはブロック積み擁壁と捉えて御答弁申し上げます。

本町の公共施設に係るブロック積み擁壁等につきましてはですね、当然施工に当たっては、宅地造成等規制法に基づく技術基準等により施工されているのであります。そういうことも含めましてですね、いわゆる経年劣化とか、そういったところも、施工からかなり経過しているところもございますので、国土

交通省から参考とされてるチェックシート等も用いながらですね、日常の点検あるいは破損等を確認をしながら、日常点検をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

井戸君。

○3番

なかなかちょっと答弁的にややこしく、日常点検ってというのはどういうことかがわからないんですけれども、具体的にちょっと日常点検ってどういうことをするのか教えていただければ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

点検と申しますのはですね、るいこうから、水、いわゆる泥水が落ちてないとか、例えばクラックが入ってないとか、腹が出てないとか、そういった点検をすることで、今後どのように対策を講じていくか等含めての点検ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長

井戸君。

○3番

ちょっと個別案件になるかもしれないですけども、例えば健民グラウンドの奥、あそこは特に、もともとそういう専門的なことをやっておられて、今年の方で、例えば雨水の漏れ方がありますとか、そういうところから「ちょっとあそこは危険」っていうのは聞きました。あそこについては、今はどういうふうな点検結果といいますか、なって、これからどうしていくのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

個別でですね、健民グラウンドの擁壁についてはですね、先ほど申しましたように、いわゆる技術基準に基づいて施工されているものでございますので、今現在、我々が見る限りはですね、きちっとした勾配で、技術基準に合った勾配で、石積み勾配も含めましてですね、技術基準に合った施工をされておりますので、大きくひび割れとか、今現在は確認はしておりませんので、そういった日常点検の中で対応していきたいなというふうに思っております。

○議 長

井戸君。

○3 番

まあまあ、建てられた当時はね、そら、もちろん大丈夫と、僕もそう信じた  
いわけなんですけども、この業界、あんまり耐震っていう形ってね、あんまり  
私を知る限りでは一般のブロック塀にしても、業者の方自身が耐震のことなん  
て一切わかっていないということがございました。ですから、すごくこの辺は  
心配で、まず、そうですね、今安全ではないかという答弁と捉えているんです  
けれども、もう一度本当にきちんと点検していただいて、前向きに進めていた  
だくようによろしく願います。この件は結構です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな4点目のまちの安全、金網フェンスの破れを定期的にチェ  
ックし、修繕をとという御質問についてお答えします。

平成26年6月議会の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、古い  
公園では40年以上経過しているところもあり、老朽化が進んでいるフェンス  
を含む公園施設が数多くあるのが現状です。公園の金網フェンスの破損や経年  
劣化などの状況については、現在も定期的に確認を行っているところです。ま  
た、自治会や住民からの要望があった際にも、危険を伴う状況にあることを確  
認した際は、その都度、早急に応急の修繕等で対応しているというところでご  
ざいます。全てのフェンスを新しく取りかえることができていないということ  
は承知しておりますが、予算上の制約もあり、順次計画的に対応し、利用者  
の方々に安全で快適な施設となるよう今後も努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

井戸君。

○3 番

まあ、危険な箇所を直すっていうのも、ごく理解できます。住民からの要望  
っていうのがね、ちょっと私としては気にかかる所なんですけども、自治会  
の組織力っていうのが、すごいきっちりしてるところもあれば、どちらかとい  
うと、自治会の力の差といいますか、組織力の差で要望のスピードから全てが  
変わってくると思うんですね。ですから、自治会の要望っていうよりかは、で  
きたら町独自できっちり検査していただいて運ぶように。ただ、実際に直して  
いるっていうのも理解できますし、若葉台のテニスコートの公園なんかも、す

ぐに直していただいたっていうことはすごくうれしい限りでございますけれども。ただ、ちょっと気になるんですけども、その計画っていうので、全体的に修繕し終わるっていう計画は何年ぐらいで考えておられるのでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

すみません、計画ということで、全体というお尋ねでした。

ただ、全体ということではなくて、近々の計画ということで若葉台2号公園について、まずは取りかえていくということで、年次計画を持っております。

○議長

井戸君。

○3番

ああ、そうですか。どの程度、それ、予算かかるのかっていうのをちょっと知りたいのと、あとですね、私の近くでありますと水道局の前のローズタウン若葉台の中公園、あそこもずっと数十年破れっ放しなんですけれども、あそこは修繕予定があるのかどうか。予定があるなら、いつかどうかを教えてくださいませんか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

予算上の計画ということです。

若葉台2号公園については、延長約200メートルございます。年次、約50メートル程度ずつをやっていきたいというように考えております。

中公園につきましては、ちょっとまた改めて確認させていただきまして、対応するべきところであれば対応したいと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長

井戸君。

○3番

2号公園ね、200メートルかなり長い。あそこも高さがございますので、危険で優先的にはやっていただきたいところです。ちょっと1年、50メートルずつっていうことは、4年それだけでもかかってしまうという、ちょっと難しいところなんですけれども、まあまあ、ぜひともきちんと進めていただいて、より多くの要望と町のほうが積極的に集めていただいて、着実に進めていっていただきたいと思います。この件は以上です。

○議長

もう1点。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、役場庁舎の耐震をどう考えているのかという5点目の質問にお答えいたします。

役場の耐震についてでございますが、現在の役場庁舎は本館、新館、別館に分かれており、本館は昭和34年に建築をし、そして昭和44年に増築をしております。そして、新館は平成4年の新築、別館は平成8年の新築というふうになっております。このため、新館と別館は新耐震の建築基準の建築ですが、本館については旧耐震の建築基準での建築となっており、耐震診断や耐震補強が必要となっていることが明らかであります。旧耐震と新耐震の区別年は昭和56年で、いわゆる境を持ってするわけでございますが、特に本館庁舎は老朽化、老朽庁舎と言わざるを得ません。そのため、役場庁舎については、新耐震基準設置であり、災害時の拠点機能としての役割を果たす施設であることから、現在策定中の、これも先ほど高幣議員の質問にもお答えさせていただきましたが、公共施設の総合管理計画の中でですね、位置づけを行い、庁舎移転も含めてですね、駅前に集約していくということも答弁させていただいておりますので、その中で役場庁舎については念頭に置いて全体計画を考えていきたいというのが、今、本町の考えでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長

井戸君。

○3番

総合管理計画でちょっと今具体的にどのようなすべがあるのかっていう、予定なのかっていう答えが今もらえていないところなんですけども、具体的に場所だけですよ。いつなのかっていう、これ、いろんな方法あると思うんですけども、例えばここを耐震化だけ何とかするとか、先ほどでも答弁ありましたように、基本的には駅前のほうへ持っていくと。新築するという形なのでしょうけれども、そうなった場合ですと、基本、文化ホールを先建ててっていうことになるんですよ。でしたら、文化ホール、まあ今建てるって決まってるわけじゃないのでお聞きしたいんですけども、文化ホールを建設するというパターンでの耐震建設は、いつごろをめどに役場本庁舎を建てるつもりなのか。しないパターン、文化ホールを建てずに役場本庁舎を優先した場合、いつ建てられるのか、ちょっとこの辺のことをお聞きしたいんですけど。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回の質問はですね、役場庁舎の建築という、役場庁舎についての質問ということで捉えさせていただいてですね、当然駅前に集約するということは、さきに述べておりますように、当然井戸議員が述べておられますように、公共施設を集約化していくと。その策定についてはですね、高幣議員のほうからの質問でも答えさせていただいておりますが、ことしですね、現在いわゆる策定中ということでやっておりますので、その中で役場庁舎についても集約化していきたいというふうに思っております。

ただ、時期についてはですね、やはり今、明言というのはできませんが、少なくとも本館についてはですね、特に福祉課、それから今現在の住民生活課のところについては昭和34年に建築しておりますので、一番我々が危惧してるのは、そこの部分の災害時の崩壊というんですかね、そういうところでやっぱり危惧しておりますので、何とかしてですね、役場も相当老朽化しておりますので、新しい場所ということとは構想を持ってはおりますが、いつというところでは御容赦願いたいというふうに思います。

○議長

井戸君。

○3番

確かに、今この財政状況の中で出す、このときにできるっていうのはすごい答弁としては難しいところだと思うんですけども、宇土市役所があれ、潰れてるのでも築51年、平群が築58年なので、7年古いわけですから、やはりこれがちょっと宇土市の例でしたら申しわけないんですけども、宇土市も平成15年ですから今平成28年で、13年前に耐震診断を行って、必要性が認められながらもお金がないということで、小中学校優先ということで、後回しになって後回しになって、今になって潰れてしまったわけなので、すごく平群も、まだ耐震診断を先ほどの答弁ではやっていないということなので、指定からさらに何十年たつと、これ、平群町役場は今で58年、今から20年たてば築78年、まあまあ、そこまで大げさですけども、どこまで伸びるのか、すごく危惧するところといたしますか、あります。ぜひともですね、本当に役場の職員の命にかかわることですので、この件は総合管理計画を持ってということなので、そこまでにきっちりした形で答えを出していただきたい。それで本当に安心する。住民の方も本当に心配しておられます。なので、「公民館より役場じゃないの」って、本当に言う方もおられます。ですから、その辺はきちんと頑張りたいと思います。答弁は結構です。

私の一般質問はこれで終わります。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわります。

発言番号 1 1 番、議席番号 4 番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○ 4 番

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり、大きく 3 点、質問します。今議会最後の質問です。たっぷり時間がありますので、せっかくの機会ですので、しっかり議論を深めたい、議論をしてまいりたいというふうに思います。最初にそのことをお願いしまして質問に入ります。よろしくお願ひいたします。

最初は、西山間部などでの造成工事の進捗状況についてであります。

緑豊かな町内で、町土砂条例の町許可、森林開発・土砂採取法の県許可、宅地規制法の県許可や、都市計画法の開発の県許可などで造成工事が西山間部などで行われております。緑豊かな平群の自然が破壊されないか、私は危惧しております。これらの造成工事は許可の時期を大幅に過ぎても、また、あってはならないことではありますが、許可を受けずに無許可で工事が行われているものがあります。本当に許しがたいことでもあります。残念であります。そこで、次の造成工事の規模、工期、許可日などの工事概要、進捗状況はいかがになっておりますか。また、完成がおくれている工事は、その理由は何なんでしょうか。そして、無許可工事については、業者、土地所有者に町は是正勧告など具体的にどのようなアクションをとられたのでしょうか。

1 点目は、町土砂条例の許可工事であります。櫛原 1 4 9 4 の櫛原の農園天国工事、信貴畑 2 1 4 1 の工事、信貴畑 2 0 5 5 の工事、信貴畑 9 2 5 の工事、福貴畑 2 0 3 5 の工事の 5 件です。

2 点目は、森林開発・土砂採取法の県許可工事でございます。櫛原の 1 4 5 9 の農地造成工事でございます。

3 点目は、宅地造成等規制法の県許可工事で櫛原 1 2 3 9 - 1 3 の資材置き場の工事です。

4 点目は、都市計画法の開発、県許可工事、福貴の 2 1 0 5 - 1 の野球場グラウンド工事です。もう一つは、櫛原の住宅地開発工事です。私の調査不足で番地の間違いがありました。正しくは 5 1 0 - 1 でございます。訂正をお願いいたします。この 2 件であります。

5 点目は無許可工事でございますが、信貴畑の 1 3 4 6 - 2 の工事、もう一つは櫛原の 1 4 2 5 - 1 の工事の 2 件です。

6 点目は、今申し上げました以外での西山間部などでの新たな造成工事はな

いのでしょうか。

なお、このような開発、造成工事が行われますと、一般的には土地の価値、資産価値が上がるわけですから、当然のことながら固定資産が上がり、町税がふえると理解してよいのでしょうか。

今回、私がこの質問を取り上げましたのは、県内で本年4月、京都府南山城村の茶畑との境の奈良市月ヶ瀬の山林で許可以上の土砂を掘削、採取した違反事案が発覚して、三重県伊賀市の土砂採取業者の社長が逮捕されました。また、生駒市西松ヶ丘の住宅地に隣接した土地に、奈良市の業者が県の許可を受けずに盛り土を行い、盛り土に亀裂が入るなど、危険な状態になっていることが明らかになったからであります。いずれの2件とも行政の違反開発の取り組み、指導、監督のあり方、対応のまずさが指摘されています。もっと早く行政が対応していれば、今回の事態が回避されたのではないのでしょうか。この質問は多岐にわたっておりますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

次は、町道大井手線の改良についてであります。

町道大井手線は、道路幅員が狭く、車が対向できない箇所があります。また、歩行者の安全が確保できないなど、以前から議員や沿線住民から指摘を受けております。この町道の椿井地区に昨年4月、ゆめさとこども園が開設したことで、通行量が幾らふえたのでしょうか。また、来年4月、社会福祉法人信愛会の特別養護老人ホーム（50床）が開設されることになっておりますが、通行量が幾らふえると予測されてるのでしょうか。一般的に土地開発があつたり建物が建ちますと、人や車の通行量がふえることは誰が考えても明らかであります。

そこで、町道大井手線での事故を防止するため、また、歩行者の安全性を確保するため、町道大井手線の拡幅、歩道などの設置などの改良をすべきではないのでしょうか。しかし、全面的に改良するとなれば、町の財政負担が大きいくことから、せめて椿井公民館からゆめさとこども園までの区間を優先的に早急に改良すべきではないのでしょうか。住民の生命、財産を守るのは行政の責務であります。

なお、この社会福祉法人信愛会の特別養護老人ホームの建設には、都市計画法の開発許可が必要とすることから、当然、町は事業主に32条協議で町道大井手線の拡幅、歩道の設置などの改良を要求、お願いはしたのでしょね。

最後は、町内のナラ枯れの被害についてであります。

奈良県では、平成22年に京都府との境の北部エリアでナラ枯れの被害が最初に確認されました。春日山を中心に被害があり、平成24年には大阪府、京都府に接する生駒市北部でも被害が出ており、昨年は奈良市、生駒市の市街地

に近い場所の住宅地にも被害が出たようであります。奈良県の平成26年度の被害量、被害材積は900立米であったものが、昨年は26年の3倍以上の2,900立米と爆発的にナラ枯れの被害が出ています。

そこで、町内でナラ枯れの被害が出ているのでしょうか。出ていないのでしょうか。被害が出ているのであれば、町内のどこで発生しているのでしょうか。また、町としてナラ枯れの具体的な対策はあるのでしょうか。

ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によってナラ類、シイ・カシ類の樹木が集団で枯損、枯死するもので、樹木の伝染病とも言われております。ナラ枯れの被害は戦前からあったようではありますが、戦後は1980年代から被害が出ており、毎年被害エリアが拡大、拡散しております。特にミズナラ、ユナラの高齢木の大径木が被害を受けやすいようであります。シイ・カシ類は比較的ナラ枯れの被害が受けにくいようであります。

また、森林、里山、社寺、公園、住宅など、あらゆるところでナラ枯れの被害が出ているようであります。ナラ枯れについては、4年前の平成24年6月議会の私の一般質問、町内での森林整備、保全の中で、ナラ枯れの被害を取り上げましたところ、町内ではナラ枯れの被害はない、出ていないと答弁がありました。

以上3点が私の質問です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

森田議員の大きな1項目めの西山間部等の造成工事の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の平群町土砂条例による許可工事5件についての概要についてお答えいたします。

櫛原1494番地、農園天国の事業概要ですが、区域面積は9,773平米、事業目的は土砂の搬入による農地造成でございます。許可日は平成21年7月31日で、工期は許可日より3年間です。許可内容違反、土砂の搬入行為のため、平成22年1月29日に町の改善勧告に基づき、平成22年2月26日に是正計画が提出されたが、その後、土地所有者が新たな土地利用を検討中ということで、現在は停止中でございます。

次に、信貴畑2141番地の事業概要ですが、区域面積は6,628平米、事業目的は土砂の搬入による農地整備でございます。許可日は平成22年5月25日で、工期は許可日より2年間です。砂防河川の形状変更のため、平成23年6月1日に許可取り消し、是正命令に基づき、平成25年2月、砂防河川

原状回復、平成28年3月に排水施設の設置をされたことにより、是正工事は完了しております。

次に、信貴畑2055番地の事業概要ですが、区域面積は6,528平米、事業目的は土砂の搬出による農地造成でございます。許可日は平成27年12月11日で、工期は許可日より2年間でございます。現在は区域内の樹木の伐採を行い、一部土砂の搬出工事中でございます。

次に、信貴畑925番地、久保田建材の事業概要ですが、区域面積は9,492平米、事業目的は土砂の搬入による農地整備でございます。許可日は平成23年4月19日で、工期は許可日より2年間でございます。平成25年4月に事業は完了しております。

次に、福貴畑2035番地の事業概要ですが、区域面積は1,225平米、事業目的は土砂の搬出による山林危険のり面の撤去及び保護のための植林でございます。許可日は平成28年1月4日で、当初の工期は平成28年6月10日まででしたが、平成28年5月27日に事業計画変更申請があり、現在工期は平成29年6月10日まで延長されております。現在は区域内の樹木の伐採を行い、一部土砂の搬出工事中でございます。

続きまして、2点目の林地開発・土砂採取の県許可工事1件の概要についてお答えいたします。

櫛原1459番地の事業概要ですが、区域面積は5万65平米、事業目的は土砂の搬入・搬出を伴う農地改良事業でございます。許可日は平成23年9月1日で、林地開発許可、区域内の山林の形状変更については、許可日より5年間の平成28年8月31日までですが、農地法の一時転用許可、区域内の農地の形状変更が許可日より3年間のため、平成26年8月31日までとなっておりますが、平成27年12月に事業計画変更の承認を得まして、平成28年8月31日までの工期の延長をされております。土砂採取計画の認可、土砂の搬出についても、1年ごとの許可を受けており、平成28年8月31日までとなっており、現在完了に向け工事中でございます。

続きまして、5点目の無許可工事2件の概要についてお答えいたします。

信貴畑1346番地の2付近で行われた行為についてですが、平成21年8月から平成21年12月の間に区域面積約4,500平米のところに約1万立米の土砂を無許可で搬入し、盛り土及び堆積した行為でございます。平群町土砂条例に基づく原状回復命令を平成21年12月22日、平成22年7月28日、平成22年10月15日、3回に行い、平成22年11月5日に告発に至っております。現在は停止をしております。

櫛原1425番地の1付近で行われた行為についてですが、平成23年4月

ごろから、区域面積4,000平米のところ土量は不明ですが、土砂の搬入、搬出した行為があったことから、事業目的に合った手続をとるよう是正指導したにもかかわらず工事を継続したため、平成23年8月31日、停止命令を行い、現在入り口を封鎖し停止をしております。

6番目の上記以外の西山間部等の造成工事の有無につきましては、平群町土砂条例に基づく行為はありません。

なお、無許可の工事2件、農園天国の工事1件、計3件の工事については、現在停止をしておりますが、現場につきましては土砂の流出もなく、直ちに危険を伴うような状況ではありませんが、今後も引き続きまして、工事の現場を含めまして定期的にパトロールを行い、危険がないか現場の状況把握をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、都市建設課からは小さな3点目、4点目の工事についてお答えします。

まず、3点目の櫛原1239番13の資材置き場の工事ですが、平成25年6月20日付で宅地造成に関する工事を許可されました。事業内容としましては、造成面積が1,359.8平米、切り土量が2万8,421.2立米で、防災計画については、種子吹きつけによるのり面保護、その他、流出防止の土どめ、調整池設置、通行安全の防護柵等の設置となっており、工事完了予定は平成28年12月19日までとなっております。

次に、4点目の都市計画法の県許可工事のうち、一つ目の福貴2105番1の野球場グラウンドの工事についてですが、平成22年5月10日付で開発行為に関する許可を受けておられましたが、許可事業者の都合により造成途中で放置された状態でありました。しかし、本年4月に事業者の代理人が来庁し、開発行為に関する許可の取り下げ、廃止届を提出し、山林へ戻す計画で奈良県と協議を行ったとの報告を受けました。現在、県の指導のもと、山林へ戻す復旧計画ですが、その内容としましては、敷地内にある工作物等は全て撤去し、現状ののり面にはわら芝を張り、その他はヒノキの苗を200本植栽する計画で、防災計画においても排水設備の見直し等を行い、現在工事を施工しております。この5月30日に実施した事業主の代理人、奈良県との防災パトロール時において土砂の流出がないよう、適切な処理をするよう指導を行ったところであります。

二つ目の横原510番地の1の住宅開発地の工事についてですが、この開発行為の開発地は2工区に分かれており、西側の1工区目の2,906.32平米分が平成17年1月27日付で開発を許可され、東側の2工区目の1万8,970.58平米分が平成17年9月21日付で開発変更の許可を受けております。1工区目につきましては、検査も完了し、現在は住宅地となっておりますが、2工区目の開発については、現在まで事業者側の都合により造成工事が休止状態であります。これまでの対応といたしましては、毎年5月ごろに事業者立ち会いのもと、奈良県と平群町とで防災パトロールを実施し、土砂災害等による安全対策を事業者に対して指導を行っております。本年5月30日にも現地において事業者立ち会いのもと、隣地への土砂の流出、仮置きしてる土砂の搬出、調整池の管理、雨水排水経路の管理を徹底するよう指導を行ったところでございます。

いずれの現場につきましても奈良県と連携し、地域住民の安全確保のため取り組んでまいります。また、町においても随時監視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

税務課長。

○税務課長

それでは、税務課より開発造成等により土地の資産価値が上がることで固定資産税が上がり、税収がふえるのかの質問にお答えいたします。

一般的には、資産価値が上がれば課税地目の変更により評価額が上がり、固定資産税も上がることから、町税収入もふえることとなります。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

まず最初に、開発造成があれば、完成すれば資産価値が上がり、町の固定資産税が上がり、税収がふえるとわかりました。これは結構でございます。

順次、再質問させていただきますが、答弁と再質問の項目が、ちょっと私の準備の都合で変わるかもわかりませんので御了承ください。

まず最初にですね、確認させていただきたいことがございます。町の土砂条例の適用範囲を確認したいと思っております。どんな場合、町の土砂条例の許可が必要なんでしょうか。それをまず最初に確認させてください。

それと、1点目の町土砂条例工事のことですが、一つは、信貴畑2141の工事はいろいろあったが、ことしの3月に工事は完了したと。同じく、信貴畑925の久保田建材の工事も25年4月ですか、完了してるということで、これはわかりました。それとですね、福貴畑2035の工事は28年6月10日完了であったが、1年延長になって、29年6月10日に変更になったと。また、信貴畑2055の農地造成は、29年12月11日で完了するということで、工事中だということでわかりました。まあ、しっかり指導監督していただくことをお願いしておきます。

二つ目は櫛原の農園天国の工事でございますが、これはですね、ゆゆしき問題があるんじゃないかなと思うんですね。区域外の工事が見つかりですね、22年1月29日に改善勧告を行い、その後、22年2月26日付で是正計画が提出され、その後、土地所有者が新たな計画があるということですが、5年たってるんですね、5年。その後の進展はどうなってるんでしょう。5年間、町はほったらかしたんじゃないかというように思うんですけども、それと私が調べた限り、この区域内の所有者の一部の名義が変わってると思うんですよ。これが名義が変わってるのであれば、改善命令も所有者にも出せることになってるんですね、町の土砂条例にはですね。その辺のことは、どのような対応をされたのか、それをお願いいたします。

2点目は櫛原の農地造成の工事ですが、当初完了予定の26年8月31日から、ことしの8月末に変更になったと。現在工事中のことではありますが、私が現場を見る限り、あと2カ月で終わるようには思えないんですけどね。そんなことがあっては困ると思うんですけども、途中で工事を放り出されたら、本当に困ると思うわけですね。これについては県許可ですので、県と一緒に事業者なり工事業者を指導監督していただいて、きっちり工事を完了させていただきたい。このことはお願いしておきます。

3点目の無許可工事のことですが、一つ目は信貴畑1346-2の工事ですが、この工事はですね、町は、私も記憶に残ってるんですけど、土砂の仮置きで土地の町の土砂条例違反で土砂の流出、盛り土の崩壊などの危険性があるとして、町が業者を告発して業者が逮捕されました。そして、町は土砂の仮置きの盛り土に危険があるとして、町は代執行の予算を計上した時期もありましたが、その後、予算計上もなく、現在その場所の一部で耕作されています。町は何もしないということは、現状では土砂が安定してるように思われてるんでしょうか。当時、土砂の仮置きは危険だと判断したのは早計だったということでしょうか。これは表現はよくありませんが、やり得というような言い方もできるんじゃないかと。

二つ目は櫛原1425-1ですけども、これも土砂条例違反。23年8月31日に停止命令を行い、入り口を閉鎖するとか封鎖するとかいうことなんですけども、これも5年近くたっておりますね。土砂の流出、崩壊などの危険性がないのでしょうか。

一方、先ほど申しあげました信貴畑1346-2の工事は、町が業者を告発して逮捕されましたね。何か—————のように私には思えます。なぜ告発しないのでしょうか。

4点目は西山間部などでの新たな造成工事ですが、ないということでしたけども、榎原の大字の西側に山を削ってるところが、私は見かけました。1年ぐらい前だったと思うんですけど。あれは、新たな造成工事で申請も出てるのでしょうか。また、先ほど申しあげました櫛原510-1の住宅開発の北側で土取りをやっておりました。これも町の土砂条例の許可は要らないのでしょうか。問題ないということでしょうか。

5点目は宅造規制法の県許可工事のことですが、櫛原1239-13の資材置き場の工事は、平成25年6月20日付で許可を受けて、今年12月19日に完了に向けて工事が行われてる、これはよくわかりました。ただ、私が見る限り、何かただ土取りをしてるだけのように思えますが、まあ、これは結構でございます。

6点目は、都市計画法の開発県許可の工事です。

一つ目は福貴の野球場グラウンド工事ですが、これは開発許可を取り下げて山林に戻す、復旧する工事ということでございますが、既に事業者は県に廃止届を出されたのでしょうか。

2点目は、防災パトロール時に土砂の流出がないように指導したということですが、具体的にどんな指導をされたのでしょうか。もう工事をやっておるといいますが、山林に戻すということは、もとの山まで盛り土をして植林するという事なんのでしょうか。

二つ目は櫛原510-1の住宅地開発工事のことですが、これは他の議員が昨年9月の一般質問の答弁は、当時の課長は、当該地の土砂の流出は「生駒市での住宅開発に伴う残土の一時的な土砂の仮置き」という答弁をされました。この土砂の仮置きということであれば、町の土砂条例許可が必要ではないのでしょうか。また、私が現地を確認しましたところ、素掘りの調整池がありました。これも許可が要らないのでしょうか。そして、許可から10年経過しております。まだ開発許可は有効なのでしょうか。

以上、再質問です。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

森田議員の再質問のほうにお答えいたします。何点かいただきましたので、ちょっと漏れ落ちがあるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

土砂条例の許可の必要な範囲ということで御質問なんですけども、適用範囲につきましては、事業区域の面積が500平米以上の事業、または埋め立て、盛り土の場合、高さが1メートル以上となる事業、または切り土の場合、高さが2メートル以上となる事業になっています。一部適用除外としまして、国、地方公共団体が行う事業と区域外から土砂の搬入、搬出を伴わない事業、通常の管理行為などは適用除外となります。

2点目の農園天国について、是正計画を出しまして5年経過して所有者の変更がなかったかどうか、対応はどうだったのかについてですが、所有者の変更なんですけども、現在所有者のほうに移転しております。ほんで、現状としましては、新しい所有者の方については、まだ詳しい申請は上がっておらないんですけども、状況のほうは切り土部分のほうは道路から離れていまして、のり面の成形をされておりますので、直ちに危険を伴うような状態でないということで、随時パトロールをしているような状況であります。

無許可の信貴畑1346-2の告発に至った現場なんですけども、現在の状況なんですけども、経年変化等によりまして土砂が固まってまして、草木のほうは繁樹してございまして一定安定はしていると考えております。土どめにつきましても、いわゆる特別問題はないように判断しております。

櫛原の1425-1、停止中の現場なんですけども、無許可の分なんですけども、告発していない理由ってということですが、告発に当たっては、近隣の住居や家があるなど、被害の及ぼす影響が大きいとか、そういう場合に状況に応じて判断しておりますので、現在特に危険性、人命に影響するとか、そういう心配はないので、告発には至っておりません。

次に、榎原の山を削っている現場につきましては、土砂条例の申請はございませんでした。数年前に、もう5年以上前とは思いますが、一部削り取りがあったので、停止命令を出して、そのまま土砂の削るのは停止されております。

以上でございます。

○議長

すみません。質問の途中ですが、確認したい部分がございますので、5分間だけ、この場でちょっと休憩をさせていただきます。

(ブー)

休 憩 （午前 11 時 45 分）

再 開 （午前 11 時 51 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

休憩中に少し確認をさせていただきました。先ほど森田議員のほうから再質問の中で、「—————」という発言がございました。不適切な言葉ということで、削除をさせていただきます。

観光産業課長。

○観光産業課長

貴重な時間をいただきまして、どうもすみませんでした。

先ほどの再質問の中で、1点、答弁漏れがありましたので、回答のほうをさせていただきます。

横原510-1、土砂の仮置きにつきましては、開発許可を受けた区域内でありますので、土砂条例の適用はございません。

以上でございます。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

私のほうからは、野球場グラウンドの山林へ戻すということの再質問についてお答えします。

許可の廃止届というのは、正式にはまだ受け付けておりません。ただ、是正計画というものの完了をもって受け付けるという形になりますので、御理解いただきたいと思います。

その是正計画ですけれども、現状の形状のまま山林に戻すということで、改めて外から土砂を搬入するとかいった行為はなされないということです。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっと答弁がないやつもありますので、再度また質問させていただきます。最初に町土砂条例のことは大まかに言うと、500平米以上の土地をいろう

ときは要りますよと、1メートルの盛り土、2メートルの切り土にする場合は、許可要るということですね。間違っておれば、また御答弁ください。

それでは、順次質問させていただきます。

先ほどの町の土砂条例許可の工事ですが、農園天国につきましては危険性はないと。しかしですね、外から見たら、草ぼうぼうですね、本当に見苦しいと思います、私はですよ。今回ですね、所有者が変わっておるということですので、所有者にも町の土砂条例の適用が受けれるというふうになっておると思いますので、土砂条例に基づき、きっちり手続を指導していただきたいというふうに、これはお願いをしておきます。

それとですね、無許可工事のことですが、信貴畑1346-2は、危険性は今のところないということですね。まあ、それはわかりました。私もないんじゃないかと思いますが、それとですね、櫛原1425-1ですけどね、これも危険性がないということで、本当にですね、こういう無許可の工事を町が許してるということを前例をつくれれば、また同じようなことをして、緑豊かな西山間部の山が破壊されないかと、これは危惧しております。厳しく指導を徹底していただきたいというふうに思っております。

それとですね、新たな造成工事のことですが、榎原の西側の土取りについては5年前も停止して、今は問題ないというふうな、停止されて問題があれば当然改善指導とか、そういうふうにされると思いますが、今は問題ないと。

二つ目は、櫛原の510の北側の隣接地、これはどうでしたかな。あれは、私は現地を見たらですね、ユンボで、パワーショベルで土を出してる形跡が見えました。出してる所は見えてませんので、定かじゃございません。きっちりこれも問題のないように、土砂条例になるのか、宅造規制法になるのか、ちょっとわかりませんが、きっちりこれも県であれば県と歩調を合わせて指導監督をお願いしておきます。

それとですね、福貴のグラウンドの工事ですけど、正式な廃止届、出てない。まあ、わかりました、これも。山林に戻すということで現状のまま木を植える。やっていただくことは本当に職員の方の御努力もあるんですけども、県の指導もあったかと思うんですけど、これはこれで結構です。

それとですね、ちょっとあれですけども、櫛原の宅地開発の工事ですけども、これは本当に要らないんでしょうね。開発許可で土の植えた上に新たな行為してるわけです。それも工事が完了してないところでしてるので、私は許可が要るんじゃないかなと思います、私は。それと、2メートル以上の調整池を掘ってます。まあ、現場確認してもらってですね、私は何か要るんじゃないかというふうに思うんです。まあ、それは結構でございますので。

先ほど言いました無許可の工事についてはですね、本当に何とかしてほしい。そういうことをなくすことが平群町をよくするわけでございますので、私は何かパトロールとか、そのものをですね、観光産業課だけじゃなくて、都市建設課とタイアップして、縦割りじゃなくて、やはり横の連携をすることも大切じゃないかなと思うんですけども、そのことについて、ちょっと再度御答弁いただけませんかでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

まあ、横断連携的な体制で対処をとということの御答弁です。

私のほうから答えるべきなのかどうかはありますけれども、まあ、町一丸とあって、そういったものには対処していきたいというふうに考えます。

○議 長

森田君。

○4 番

本当に平群町は法令遵守な町だと。不正は許さない、町長は日ごろから言っておりますが、この件について、町長から何か御答弁をいただければありがたいんですけども。

○議 長

町長。

○町 長

おっしゃるとおりでございます。土砂条例を制定いたしましたのも、そういう不正を許さないという、平群の自然を守っていくと。町民の安全・安心を守っていくという精神のもとに土砂条例を制定いたしておりますので、今後も厳正に対応していきたいと考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

ちなみに土砂条例は、平成9年から施行されてると思いますので、あえて申し上げておきます。

次、お願いします。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、森田議員２点目の町道大井手路線の改良という御質問についてお答えします。

ゆめさとこども園開園に伴う、当該路線の交通量の推移についてお尋ねです。

今年の４月に、こちらのほうは教育委員会のほうで実施しておるんですけども、園児の送迎等の車両が約４０台程度、日当たり増加しているという結果が出ております。また、こども園北側の民間開発に伴う将来交通量の予測については、当然、施設利用者の車両等により一定の増加は見込まれると考えておりますが、予想の数値までは出しておりません。

また、大井手に接する区間、開発区域ですけれども、本町の道路計画が実施可能なスペースが確保できるよう事業主には協力を要請し、土地所有者及び事業者の協力を得ております。このようなことから、町道大井手路線における安全対策等の必要性については、本町も十分認識しており、とりわけ椿井公民館からゆめさとこども園の区間について優先度も非常に高く、最も有効かつ抜本的な対策は、道路拡幅及び歩道設置、歩車分離であると検証もしておりますが、道路拡幅となれば、用地や費用等の問題もあり、一定の期間を要することから段階的に課題をクリアし、計画的に進めていく必要があると考えております。

そのため、即効性の期待できる対策として、路肩のカラー舗装や転落防止柵、注意喚起のポストコーンなどを設置した経緯がございます。いずれにいたしましても、引き続いて現地の土地利用や交通の状況を見ながら、必要な安全対策は講じてまいりたいと考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長

森田君。

○４番

ありがとうございます。

私も今議会が始まってから、ある日の４時ごろですね、椿井公民館のほうにおりますとですね、ゆめさとこども園から子どもを乗せた車とすれ違ひまして、対向ができずに私がバックしなければならない事態がありました。本当にこども園から椿井公民館までの道路は狭いというふうに思います。

先ほどの答弁では、大井手線における安全性の必要性は認識しているけど、とりわけ、ゆめさとこども園と椿井公民館までの区間の道路改良の優先順位は高い、しかし、お金がないのでということだというふうに理解しました。そのことを申し上げまして再質問します。

１点目は、こども園開設による通行量ですが、１日当たり４０台ふえたということですけども、私が見た限りもっとふえてるんじゃないかと。送り迎えで

すから、と思うんですけど、まあ、それをとやかく言っても仕方ないと思うんですけども、ただ、誰が考えても、信号のある協和橋から出入り、入る、出たほうが安全性は担保できると思うんですね。今の陸橋がある、歩道橋があるところから入る、出るよりですね、協和橋から入る、出るということのをされたほうが、私は保護者の安全性も確保できると思いますので、まあ、これは別の機会でもた質問させていただきます。

それとですね、2点目の特別養護老人ホームの建設に伴う通行量の予測ですが、まだ詳しくわからない。ただ、施設の設置基準でいけば、定員50人であれば30人ぐらいの職員が要るんじゃないかなと私は思います。まあショート等がございますし、お客さんとか業者さんも来られますので、この辺のことはしっかり検証していただきたいなというふうに思います。ただ、32条協議のことですが、これは要請したということですけども、一般的には、この平群町の開発指導要綱書なるものによりますとですね、いろいろこれに基づいて、開発者に要望できるようになってるんですね。協力を要請するようになってるんですよ。私の知る限りでは、こういう開発であれば、周りの道路拡幅とかになれば、土地の提供、工事費の提供というのは一般的だというふうに思うんですけども、平群町だけが違うのか、その辺については今どうなっているのか。それが土地の提供を受けるようになってるのか、工事を無償でやっていただけるようになってるのか、その辺だけお答えください。

それともう一つ、3点目はですね、ゆめさとこども園から椿井公民館までですね、もし町が勧めるような工事をしたら、推奨する工事をしたら幾らぐらいかかるのか。まあ、当然担当課では予算を算出されてると思いますので、当然それがわかればお答えいただければありがたいです。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

すみません、まず32条協議の件です。

今回の開発に当たっては、接道要件となるのが国道側となっております。したがって、大井手側へは32条協議ということではなく、近隣まで来てる道路管理者として開発に伴って御協力をいただけないかということで、事前協議をさせていただいて御理解いただいているところでございます。

また、概算工事費、事業費ですけど、これはあくまでも概算ということですけども、6,000万程度というふうに考えております。

以上でよろしいですか。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。

今、特別養護老人ホームの建設ですけども、私ももう一度勉強しますけども、一般的に言えばですね、こういう開発であれば周りに影響を与えることは確かなので、一般的にはですね、私の知る限りでは、そういう負担もお願いできるようになってるといふふうに聞いておりました。まあ、ほかの、大阪だからそういうことで、私も自分の経験でございますので、これは私、勉強させていただきます。

それとですね、ゆめさとこども園から椿井公民館まで6,000万かかる、非常に町の財政が厳しいときでございますが、町もですね、今議会でも問題になりました平群駅前線の東側とか、大井手線の改良がありますので、しかし、これも優先順位は高いと思いますので、財政部局とよく相談して、一日も早く実現していただくようお願いしまして、次、お願いいたします。

○ 議 長

観光産業課長。

○ 観光産業課長

大きな三つ目の町内のナラ枯れの被害についての御質問にお答えいたします。

奈良県内の被害状況は議員お述べのとおり、平成22年度に奈良県北部において、初めてナラ枯れ被害が確認され、その後、被害は県北部を中心に拡大し、平成27年度には県内北部の市街地の緑地などでも被害が確認されております。

平群町内におきましては、平成26年度までは被害が確認されておりませんでした。平成27年度に生駒山系、矢田山系の一部において被害が確認されており、被害体積は生駒山系で2立米、矢田山系で2立米の被害が確認されております。

町の具体的な対策につきましては、奈良県ナラ枯れ対策協議会で、県及び関係市町村の被害地の情報収集に努めるとともに、効率的な防除対策の検討を行っていきたいと考えております。また、ナラ枯れ被害防除を行う森林所有者には、奈良県の補助金を活用した町補助金交付要綱の整備を進め、支援していきたいと考えております。

以上です。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

ありがとうございます。

私がナラ枯れに初めて接合しましたのは、平成23年秋ですね。京都の鞍馬から小浜まで鯖街道に挑戦した折ですね、京都市内の北区、京都市の北いうても物すごい田舎なんですけども、森の中の大きな幹がサランラップに巻いている。幹に薬剤を注入している。これは本当に皆さんも見られたら、異常な光景だというふうに思います。掲示板には、ナラ枯れの駆除作業中、カシノナガキクイムシが悪さするというような内容が書いてあると記憶しております。今、森の中の木々がナラ枯れで大変なことになってるということを、私はその当時初めて知ったわけでございます。そのことを申し上げまして、再質問させていただきます。

先ほど課長からですね、27年には生駒山系で2立米、矢田山系で2立米の被害が確認されたということなんですけども、町内の施設、例えば中央公園、北公園、学校などで被害が出ていないんでしょうね。わかればお答えください。わからなければ結構です。

2点目は、今までのデータによりますと、早晚、全町でナラ枯れが伝搬すると考えられます。ナラ枯れ対策の一番のかなめは、ナラ枯れの被害の発生を捉え、効果的に防除を行っていく。行政機関の森林保護担当者だけでなく、一般の方が、とりわけ森林所有者・管理者、社寺の所有者・管理者、樹木医、森林の保全に取り組んでいる方など、森をよく散策されてる方の協力が不可欠だと森林総合研究所のホームページに掲載されております。そこで、町は森林所有者や管理者、社寺林の所有者・管理者へのお知らせ、町広報紙やホームページでいつごろ周知を図ろうとしておりますか。ナラ枯れの被害は、一般的に発生するのは6月、7月ごろが多いと言われております。もう少し具体的な取り組みをお答えください。

3点目は、ナラ枯れの防除するための森林所有者への補助金のことは、交付要領をつくるというようなことではありましたが、いつごろまで整備される予定でありますか。

それと、奈良県では森林づくり、林業、木材産業振興のため、平成18年から県民1人当たり500円、法人にはですね、均等割5%を課税する森林環境税を導入しております。まあ、これは5年間でしたが、再延長、延長になるというふうに聞いておりますが、逆に言うと、平群町の住民が県に税金を払ってるということですので、ナラ枯れの防除対策について町は県から補助金が出るのでしょうか、わかればお答えください。

○ 議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、森田議員の再質問にお答えいたします。

町内の被害につきまして、中央公園等の施設に被害が出ているのかということなんですけども、実際は調査のほうはそこまではできておりませんが、生駒山系、矢田山系に被害が出ているところにつきましては、山の山頂のスカイライン沿いであったり、一番山頂のほうと思われまますので、中央公園までにはまだ来てないのかなど、そのように考えております。

全町的に対策のほうは効果的な防除が必要ということで、所有者等の周知はいつごろ考えているのかということで、もう既に被害が出ておりますので、早急に注意を促す、町のホームページで森林ボランティアにも、その辺、注意の喚起の周知をしたいと思っています。

防除の要綱につきましては、いつごろかっということのお問い合わせなんですけども、それにつきましては、ここ数カ月のうちに要綱のほうを制定したいと考えております。

4点目の森林環境税は町の補助金に来るのかということなんですけども、今のところ、森林環境税につきましては、県の補助金要綱がありますので、そちらのほうに対応する予算になっています。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

まだ平群町には、山のとっぺんにしか被害が出てないので、中央公園まで来てないと。これはびっくりするぐらい早く来る場合もありますし、全然来ない場合もありますので、横の連携を密にさせていただいて、これはお願いしておきます。

それとですね、先ほどホームページでお知らせということなんですけどね、森林の所有者というのは、平群町じゃない方もいらっしゃると思うんですよ。管理されてる方も平群町じゃない方もいらっしゃると思うんです。そういう方にも、やっぱりお知らせする必要があるんじゃないかと。それは被害を防ぐには、早く知ることが一番だというふうに言われておりますので、それはお願いしておきます。

それと、交付要綱につきましては、数カ月をめどに作成する、これはお願いしておきます。

それとですね、先ほどの森林環境税のことですけどね、ほかの市で聞きますとですね、ことしから補助金が市町村におりるようになったと。松枯れは、去年まだったけど、ことしからというふうに聞いておりますので、その辺のことも状況を北部農林ですかね、北部と連携をとっていただいて、していただきたいというふうに思います。

平群町の緑豊かな森林、里山がナラ枯れの被害に遭っても、被害を最小限に食いとめることが、私は大切だというふうに思います。県と連携して、近隣市町村とナラ枯れの情報を共有していただきまして、防除対策に取り組んでいただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 0時17分)